

令和3年第6回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第7号から議案第10号）を除く

## 令和3年第6回教育委員会会議

- 1 日 時 令和3年3月29日（月）午後3時から
- 2 場 所 STV北2条ビル6階 AB会議室（中央区北2条西2丁目）
- 3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	小田原	史 佳
学校施設担当部長	松 原	和 幸
学校施設課長	前 田	憲 一
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進課長	佐々木	薫
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	烝 野	直 樹
労務担当課長	立 野	靖
中央図書館長	毛 利	泰 大
運営企画課長	太 田	秀 浩
総務課長	井 上	達 雄
庶務係長	松 平	健 次
書 記	寺 川	嘉 一
- 4 傍聴者 6名
- 5 議 題

議案第1号	札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案
議案第2号	札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案

- 議案第 3 号 札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）に係るパブリックコメントについて
- 議案第 4 号 札幌市公立夜間中学の校名案について
- 議案第 5 号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出について
- 議案第 6 号 札幌市立義務教育諸学校における学級編制について
- 議案第 7 号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第 8 号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第 9 号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第 10 号 学校職員に対する懲戒処分について

## 【開 会】

- 長谷川教育長 これより、令和3年第6回教育委員会会議を開会いたします。  
本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。  
本日の議案第7号から第10号は、人事に関する事項でございます。  
教育委員会会議規則第14条第2号の規定により公開しないことといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

- 長谷川教育長 それでは議案第7号から第10号は公開しないことといたします。

## 【議 案】

- ◎議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

- 長谷川教育長 それでは議事に入ります。  
議案第1号札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案についてです。  
事務局から説明をお願いします。

- 生涯学習部長 議案第1号札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。

札幌市教育委員会行政組織規則は教育委員会事務局等の組織や各課が所管しております事務分掌等について書かれているものです。

令和3年度職員定数・機構の査定結果に伴いまして、学校教育部の事務分掌につきまして一部改正が必要となりますことから、本規則案を提出するものです。

規則の機構改革の主な内容は議案書のインデックスの【資料】「部機構等に係る編成表」の3ページ目を御覧ください。

表の左側が現行の機構図、右側が令和3年度の新機構図となります。

学校教育部では、令和4年4月に公立夜間中学を設置することを予定し、令和3年度からはより具体的な開校準備を進める必要があるため、これに関する事務を担当する部署として、教育推進課に「夜間中学担当課」を新設いたします。

この機構改革に伴い、インデックス【新旧対照表】のとおり、学校教育部教育推進課の項目に夜間中学担当課に関わる事務分掌「公立夜間中学の設置に関すること。」を追加いたします。

説明は以上でございます。

令和3年度の事務分掌について、本案のとおり行政組織規則を改正してよろ

しいか、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○長谷川教育長 それでは御質問御意見がございましたらお願いします。

○佐藤委員 ただいま御説明のあった3ページの見方について、例えば夜間中学担当課0となっており、下に(1)と書いてありますが、これはどういう意味でしょうか。

○生涯学習部長 0は定数となっております。カッコ内の1が実際に何人配置されているかを示す数字で、今回は超過配置で1名が配置されますので、1と記載されております。

○佐藤委員 そうなると課長1名、係長2名が実質的に配置されるということでしょうか。

○学校教育部長 はい。

課全体としては、課長1名、係長2名、係員1名が配置されます。

○佐藤委員 わかりました。

○長谷川教育長 時限的な組織ですので、超過配置ということで目的が達成されれば解消されるため、定数にするところまではいかなかったということです。

他にはいかがですか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは議案第1号は提案通り決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして議案第2号札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案についてです。

御説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第2号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件

に関する規則の一部を改正する規則案」について、御説明いたします。

それでは、議案書の「資料」とインデックスが付けられたページを御覧ください。

まず、今回の改正は、「1 議案の内容」にありますとおり、教育委員会が任命権者となる会計年度任用職員の勤務条件等を定めている、「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則」について、性的マイノリティに配慮した内容に改正を行うほか、年次休暇及び特別休暇の取得単位における、「半日」や、特別休暇における、「子」の定義を明確にするため、必要な整備を行うものです。

なお、札幌市の正規職員、及び市長部局が任命権者となる会計年度任用職員においても、同様の改正がなされる予定となっており、市長部局と制度の統一を図るものです。

今回の改正の背景としまして、札幌市では、平成29年6月1日から、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度を導入しているほか、第4次男女共同参画さっぽろプランにおいて、基本目標である「男女の人権の尊重」の基本的方向として、「多様な性のあり方への理解の促進と支援」を掲げておりますが、性的マイノリティに配慮した制度が整備されているとは言えない状況にあります。

しかし、性的指向・性自認に関する社会の関心の高まりを背景として、性的マイノリティに配慮した制度を整備することは、重要であり、誰もが働きやすい職場環境の実現につながるほか、優秀な人材の確保、離職の防止、生産性の向上等にも資するものと考えられます。

それでは、改正規則案の具体的内容について、御説明いたします。「2 規則案の概要」を御覧ください。

まず、(1)の結婚休暇及び忌引休暇についてです。

性的マイノリティに配慮するため、結婚休暇及び忌引き休暇に関して、婚姻関係と異なる程度のパートナーシップの関係にある者も対象に含め、休暇を取得できるようにするものです。

次に、(2)及び(3)につきましては、これまで年次休暇及び特別休暇の取得単位における半日の定義、並びに特別休暇における、子の定義が、明確ではなかったことを受けて、明確にするために必要な文言を追加するものです。

この改正の施行期日は令和3年4月1日としております。

議案第2号の御説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 御質問御意見等ございましたらお願いいたします。  
いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは議案の第2号については、提案の通り決定させていただきます。

◎議案第3号 札幌市立公立夜間中学設置基本計画(案)に係るパブリックコメントについて

○長谷川教育長 続きまして議案第3号札幌市公立夜間中学設置基本計画(案)に係るパブリックコメントについてです。

御説明をお願いします。

○学校教育部長 本議案につきましては、令和3年2月4日から3月5日にかけて行った札幌市公立夜間中学設置基本計画(案)に係るパブリックコメントの意見に対する札幌市の考え方についてご確認いただくことともに、これを踏まえ必要な修正を加えた「札幌市公立夜間中学設置基本計画」について御審議いただきたいと考えております。

まずは、別紙1の「札幌市公立夜間中学設置基本計画(案)に対する御意見の概要と札幌市の考え方(概要版)」を使ってパブリックコメントの状況について御説明をさせていただきます。別紙等を御覧ください。

まず、「1 意見等の募集について」ですが、募集期間は令和3年2月4日～3月5日の30日間をかけてパブリックコメントを実施いたしました。

募集内容としましては、札幌市公立夜間中学設置基本計画(案)に対する御意見と本基本計画(案)に基づき、令和4年4月に開校を予定している夜間中学の校名案の2つを募集いたしました。

募集方法につきましては、持参、郵送、ファックス、電子メールに加えて、札幌市ホームページに入力フォームも作成し、直接入力できるようにいたしました。

資料の配布場所はこちらに記載のあるとおりですが、他にも市立学校や配布に御協力をいただいた自主夜間中学や札幌市若者支援総合センター、大学などについても配布をいたしました。

続いて、「2 意見等の結果について」ですが、意見提出者数は236名、意見の件数は444件でした。

御意見を提出された年代については、以下のグラフのとおりとなっております

す。

1枚おめくり頂きまして、「(3) 提出方法別の内訳」ですが、持参、郵送、ファックスが最も多く全体の6割程度を占めておりますが、ホームページの入力フォームからの応募も3割程度ございました。

続きまして、「(4) の項目別内訳」についてですが、基本計画案のどの部分についての御意見を頂いたかについてまとめておりますが、内訳としては、校名案が最も多く、全体444件の御意見のうち、232件、全体の52.3%が校名案の応募でした。また、基本計画案に対する御意見につきましては、4章の「公立夜間中学設置に係る基本方針」、5章の「設置の枠組」に対しての御意見がそれぞれ69件、61件と多くの御意見をいただきました。

最後の「(5) 各意見(校名を除く)の割合」ですが、校名以外の意見総数については、212件となっており、純粋な賛成が36件、基本計画の修正についてが32件、今後に係る要望が138件、質問が6件という内訳となっております。

続きまして、いただいた御意見のうち基本計画の修正意見についてのご紹介と札幌市の対応について御説明をさせていただきます。一枚お捲りください。

修正意見の件数としては32件ありますが、種類としては8件となっております。

このうち、特に意見の数が多かった2件について御説明をさせていただきます。

まず、4ページの下から2つめの御意見です。

『入学対象に、「全日制の公立中学校に通っている生徒も学びを希望すれば入学可能」や「満15歳以下の人入学について、今後の検討課題とする」という言葉を入れてほしい(他同趣旨8件)。』

これに対する札幌市の考え方は、『公立夜間中学において、学齢期の生徒を入学対象とする場合には、不登校特例校の指定を受ける必要があることから、すでに札幌市で実施している施策との兼ね合いを整理したうえで、改めて、その効果や影響等を検討する必要があります。そのため、現在の基本計画の段階で、学齢期の生徒に関することまで言及することは、難しいと考えています。』以上のようにまとめました。

続いて、5ページの下から2つめの御意見です。

『入学者各々の事情が異なるので、修行年限を最長6年と固定するのではなく、6年をめぐりつつも生徒の学習の習熟度、意欲、年齢も加味し柔軟に対応してほしい。個々人の特別な事情による場合を想定し、卒業前の個人面談による校長判断によって、年限延長が可能であることを、最長6年の文言に加えてほしい(他同趣旨14件)。』

これに対する札幌市の考え方は『公立夜間中学は、社会生活等の経験がある学



年齢を過ぎた方が週5日毎日通う学校であり、小学校の学び直しから始めたとしても、最大6年間で義務教育9年間の学びを終えることができると考えております。

併せて、様々な事情があったとしても、最大6年という目標をもったうえで計画的に学びに向き合うことが望ましいと考えたものであり、理由の一切を問わず、6年をもって機械的に退学とすることを意図しているものではありません。そのため、「原則」との文言を追加し、「最長6年」から「在籍上限原則6年」に表現を修正します。⇒「在籍上限原則6年」に修正』こちらを修正したいと考えております。

他に6件の修正意見を頂いておりますが、これらに対しても基本計画の修正の可否を検討させていただきましたが、修正はしない形としたいと考えております。

頂いた212件全ての御意見に対する札幌市の考え方につきましては、別紙2にまとめております。

これらすべての御意見を踏まえまして、修正した基本計画についてですが、別紙3の基本計画の24ページを御覧ください。

赤字にさせていただいておりますが、修業年限の見出しの記載を「3年（在籍上限原則6年）」と修正させていただき、本文についても「原則として」を追加させていただいております。

資料の説明としては以上でございます。

今後のスケジュールですが、本日の教育委員会会議での決定を経て、資料2の「札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）」に対する御意見の概要と札幌市の考え方と資料3の「基本計画」について、冊子として印刷し、4月下旬ころを目途にパブリックコメントを実施した場所に配架をするとともにHP上でも公表する予定です。

また、本日御説明に使用したパブリックコメントに係る概要資料につきましては、基本計画に添付いたします。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 御質問御意見等ございましたらお願いします。

○佐藤委員 ただいま御説明のありました24ページの変更部分について、現在の札幌市の小・中・高の修業年限はどういうふうになっているのでしょうか。

例えば大学だと標準の修業年限の倍で、具体的に退学という扱いになっていますが、小・中・高はいかがでしょうか。

○**学校教育部長** 小・中は義務教育なので6年、3年となっており、高校の修業年限について全日制は3年、定時制は4年になっていますが、それぞれの学校の方の学則等において場合によって6年まで可能となっている場合もあります。

○**佐藤委員** そうすると標準修業年限の倍以上を想定して「原則」という言葉を入れたということでしょうか。

○**学校教育部長** 中学校が3年間ですから、原則6年で倍になっています。

○**佐藤委員** 今まで最長でも6年ということですから、原則6年でも場合によっては6年以上の在籍を認める、というのはかなり異例の判断になると思うのですが、6年以上在籍させるかということは誰がどのような基準で判断するのでしょうか。

○**学校教育部長** 基本的には現在の札幌市の考え方で、6年あれば十分学びを終えることができるという考えのもと、計画的に進めていくこととなります。

ただし、実際に在学している生徒について、担任を中心とした学校全体においてその生徒をどうサポートしていくかを検討する中で、6年では難しい、と判断した場合には、生徒の意思なども踏まえて、最終的には学校長が判断することになると考えています。

○**佐藤委員** 私としては、札幌市の考えにあったとおり、最大6年の目標を持ったうえで計画的に学びに向き合うことが望ましいと考えます。

当然、本人の状況や思いもあるとは思いますが、新しい方も入学されてきますし、際限なく延長というわけにもいかないと思います。

学校長の判断に任せるということも方法としてあるのかもしれませんが、何を基準に判断するのかというところは教育委員会で目安を検討いただければと思います。

○**学校教育部長** ありがとうございます。

今後の準備の中で、教育委員会と学校とで話し合いながら、具体的なガイドラインの策定に向けて検討してまいります。

○**長谷川教育長** 実際他都市でも修業年限を設けていないところもあるので、その例も参考にしながらどう対応すればよいのかを今後決めていきたいと思えます。

○道尻委員 札幌市の考え方として、最大6年間で義務教育9年間の学びを終えることができるということがベースにあります。間口を広く学びの機会を設けるということですので、例えば日本語が得意ではない方や、仕事面、健康面、家庭環境に事情を抱えている方など、様々な方がいらっしゃるのだと思います。

そういった中で、6年間で9年分の学びを終えることができる、と言い切ってしまうとよいのかなと少し心配に思います。

事情を抱えている方については必ずしもそうとは言えないでしょうし、そういう方にもハードルをあまり高くせず学んでもらうという姿勢があってもよいのではないかと思うのですが、どうお考えですか。

○学校教育部長 特に外国の方で日本語の部分考えたときに、在り方検討委員会の議論でもよく出てきていましたが、この公立夜間中学は外国の方のための日本語学校になってはいけない、という考え方があります。

生活言語としての日本語にある程度習熟していることは前提として、その基礎があってさらに学んでいく必要があるという部分を夜間中学が担うということで、そういった役割分担をしっかりとしていく必要があると考えていますし、基本計画案の中でもその部分の記載をしたところです。

また、ある程度の社会経験があるというところで、9年間の学びにおいても1年生が1年生時の、2年生が2年時の学習をするよりは多少早く理解できる、またある部分についてはほとんど飛ばしても大丈夫等の想定がされていると思います。

目安としてどのくらいかは、他都市の実例を踏まえながら6年という区切りをつけております。

いずれにせよ、6年間で絶対できるという考えではなくて、あくまでも目安としており、機械的にということではありません。

○道尻委員 今回、「原則として」という文言を追加したことについては賛成しますが、この言葉を追加したことだけをもって、夜間中学で学びたいと考えている人に対する配慮が十分になされたということにはならないと思います。

やはり、「最長6年」という言葉がかなり大きなプレッシャーといいですか、入学する自信を持てるか持てないかというところに影響する部分はあると思います。

先ほどの御説明にありましたが、機械的に排除されるのではなくて、どういった場合に学び続けられるのかという、運用の部分のわかりやすく説明していくことが必要だと考えます。

○**学校教育部長** 丁寧に説明してまいります。

○**阿部委員** 同じところで確認ですが、仮に1年間延長として対応した場合に、新入生の受け入れに影響はあるのでしょうか。

○**学校教育部長** 定員を120名と設定しておりますが、この数字はギリギリということではなく、ある程度余裕が出るように組んでいますので、仮に何人かが延長したとしてもその分新入生が入れないということはないだろう、という想定です。

○**阿部委員** わかりました。

私も、「原則」という言葉を使用することによって、運用面でかえってわかりにくい点が出てくるのではないかと懸念しておりますので、そのあたりは市民に対してわかりやすく、丁寧に説明していく必要があると考えます。

○**石井委員** パブリックコメントの中で、「全日制の公立中学校に通っている生徒も希望すれば入学可能にしてほしい」という意見に対する「現段階で学齢期の生徒に関することまで言及することは難しい」という札幌市の考えの部分について、同じような趣旨の意見が8件と書いてあります。

また、別紙2の8ページにもこれと似たような意見として、「昼間の中学校には通えなくても、夜間中学なら通えるのではないか」という意見が5件あり、合わせると13件ほどということで結構多いのではないかと思います。

不登校特例校の指定を受ける必要があるのかを言及するのが難しいということはあると思うのですが、開校後、学齢期の生徒を受け入れることで良い効果が見込まれるのではないかと検討できる段階になった際や、保護者のニーズ等も意見としてあがってきた場合、検討に入るといった認識でよろしいでしょうか。

○**学校教育部長** 札幌市の考え方のところにもあるとおり、学齢期の子どもの受け入れをどうするかということは、公立夜間中学を新たに設置することとは別に、札幌市全体として不登校の子どもたちに対しての施策をどう進めていくか、そういう検討をしていくことを考えております。

現在実施している施策に加えて公立夜間中学が運用され始めたときに、ひとつの居場所なり行先になることによって不登校対策が進むのではないかと考えが出てくれば、不登校対策の施策全体の中で検討していくことになるかと考

えています。

現状において今進めている不登校施策全体のいろんな検証・評価を踏まえてということになるため、必ず一定期間経ったら公立夜間中学の問題として受け入れをどうするかという形になるかどうかは明言できませんが、検討していくとなれば不登校施策全体の中で考えていくことになるのではないのでしょうか。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

修業年限につきましてはついてはわかりやすい説明、我々の思いがしっかり伝わるような説明が必要だと思っておりますので、周知等の方法については確認していきたいと思っております。

それでは議案の第3号については提案通り決定させていただきます。

◎議案第4号 札幌市公立夜間中学の校名案について

○長谷川教育長 続きまして議案第4号「札幌市公立夜間中学の校名案について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 本議案につきましては、令和4年4月に開校する札幌市公立夜間中学の校名案を決定するため、提出するものでございます。

まずは、別紙1を御覧ください。

「札幌市公立夜間中学に係る校名検討委員会の概要」、別紙2に3月24日に校名検討委員会から提出いただいた「札幌市公立夜間中学の校名に関する意見書」を準備しております。

まずは、別紙1を御覧ください。「札幌市公立夜間中学に係る校名検討委員会の概要」について御説明させていただきます。

「1 校名検討委員会の目的」ですが、『パブリックコメントで募集した校名案から、札幌市が令和4年4月に開校する公立夜間中学にふさわしい校名案を選考すること』を目的に設置いたしました。

続いて、「2 委員の構成」ですが、『校名の検討に当たっては、札幌市が設置する公立夜間中学のコンセプトの理解が重要であることから、昨年6、7月に開催した「札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会と同様の構成と」いたしました。

次に「3 委員会の開催経過」についてですが、応募のあった校名案を自由に議論して選考する委員会ということで、この会議については非公開で実施をいたしました。

第一回は、校名案の公募前に1月7日にオンラインで開催いたしまして校名検討委員会の進め方について協議を行いました。

第二回では実際に応募のあった校名案を見ながら、選考の観点について協議を行ない、そして、最後の第三回につきましては、事前に各委員に3件程度、応募のあった校名から推薦をいただき、その推薦された17案を基に協議を進めていただきました。

その17案につきましては、資料の下に参考として掲載させていただいております。

その17案をもとに約2時間をもとに委員の方々から、様々な側面から議論を尽くしていただきまして最終的には投票ではなく、話し合いをもって一つの校名案に整理されました。

次に、選定された校名案について説明をさせていただきます。

別紙2「札幌市公立夜間中学の校名に関する意見書」を御覧ください。

校名検討委員会の方から3月24日付でこの意見書というかたちで校名案を提出していただきました。

校名案については「札幌市立 星友館 中学校」でございます。選考理由については3点でまとめられております。

まず、1点目は一文字目の「星」についてです。

『星』は、それぞれ大きさも生い立ちも異なるが、どの星もそれぞれの輝きを放ちながら、美しい夜空を形づくっている。多様性を尊重し、一人一人が自らの夢や願いに向かって、学びの主演として自分らしく学んでいくことを目指している札幌市が設置する公立夜間中学の校名としてふさわしいものである。』

続いて、二文字目の「友」についてです。

『友』は、互いを尊重し、助け合い、支え合いながら学ぶ仲間を意味している。併せて、札幌市が設置する公立夜間中学には、論語の「朋（友）あり、遠方より来たる。また、楽しからずや」にちなんで名付けられた新渡戸稲造博士の「札幌遠友夜学校」の「様々な事情のため十分学ぶことができなかった方々が集い、共に学ぶことができる場である」という理念にも通じるものがあり、これらの理由から『友』は今回の校名として大切にしたい言葉である。』

最後に、三文字目の「館」についてです。

『館』は、札幌市立学校の起源である「資生館」のように集い学ぶ場を表す言葉として用いられてきた。校名を『星友館』とすることで、生徒一人一人が安心して自分らしさを発揮し、輝き続けることと、教職員も含め、学校に集う人たちみんなが互いに支え合い、高め合いながら共に学ぶことに、喜びと誇りをいつまでももてるような学校になってほしいという願いを込めている。』

以上の理由から校名検討委員会において、「札幌市立 星友館 中学校」を校名案として選考していただきました。

今後のスケジュールですが、本日、公立夜間中学の校名案が決定した後、4月

の教育委員会会議で学校設置条例の改正案の御審議をいただき、最終的には例年6月頃に行われます第二回定例市議会で条例改正をして校名が決定となる予定です。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いします。

○中野委員 校名について既存の中学校で同じ校名を使っているということはないということでしょうか。

○学校教育部長 調べた限りではありませんでした。

○佐藤委員 すばらしい校名だと思います。賛成いたします。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは議案第4号については提案通り決定させていただきます。

◎議案第5号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出について

○長谷川教育長 続きまして議案第5号「札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出について」です。事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 本件は、学校事務職員の共同実施の拠点になっている学校を、共同学校事務室として位置付けるために、札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案となります。

A4資料の「学校事務職員の共同実施と共同学校事務室の設置について」に沿って御説明しますので、資料を御覧ください。

始めに、「1 学校事務職員の現状・課題」について、御説明いたします。

小学校・中学校に勤務する学校事務職員は、国が定める基準に基づき、基本的には、1校につき1人が配置されております。

1人職場のため、学校事務職員間での実務を通じた能力開発や、人材育成などを行うことが困難であり、また、事務を行うに当たっては、個人の経験・能力に委ねられているところが大きく、結果として、学校事務職員間で、事務処理能力

の水準や業務の範囲にばらつきが生じている実態があります。

次に、「2 国・他都市の動きについて」です。国においては、平成10年以降の中央教育審議会答申で、学校事務の共同実施の推進について繰り返し提言を受けています。共同実施とは、学校事務職員が、週1回程度一つの学校に集まり、複数の学校の事務を共同で行うことをいいます。

この共同実施のうち、国においては、イメージ図にあるような共同学校事務室の形態で行う共同実施を推奨しているところであり、平成29年には制度化され、国から財政措置がされるようになりました。

なお、他の政令指定都市でも、14市が共同実施を導入しており、そのうち6市が共同学校事務室を設置しております。

次に、「3 本市の共同実施」についてですが、資料の組織図を御覧下さい。まず、全体を統括する学校運営支援室を2つ設置しています。次に、区を統括する拠点室を行政区ごとに設置し、各区は、小中学校6校程度で1つのグループを作り、共同実施を行っているところです。

各グループの具体的な取組は、グループ内のいずれかの学校に定期的集まり、学校の備品などを購入する際に作成する書類の相互チェックや、効率的な事務処理方法の勉強会などの情報共有を行っています。

また、学校運営支援室が中心となって、学校事務の共通化、標準化を推進しています。

その結果、学校事務職員の事務処理能力が向上し、また業務の幅が広がるなどの効果が見られました。具体例として、一部の学校からこれまで教頭が担っていた、調査・統計業務に関わることができたという報告が挙がっており、学校運営の質の一層の向上や、教頭の業務負担軽減にも繋がっています。

本市の共同実施の組織を、国の推進する共同学校事務室に当てはめると、学校運営支援室と拠点室がそれぞれ該当し、組織図のとおり、所管する区のグループの学校で行う共同実施に参加することになります。

共同実施の取組の効果が十分認められたことから、令和3年度から現在行っている共同実施の取組を本格実施として位置づけ、規則で規定したいと考えております。

以上から、札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案を提出したところでございます。

具体的な改正案については、議案書及び新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 御質問御意見等ございましたらお願いします。



○阿部委員 本市の共同実施のところに組織図というのがあるが、この組織図は全体の一部学校に記載されているということでしょうか。

下の方に一行政区につき一校設置というふうになっていて第一と第二というふうに赤い枠が分かれている中で、第一のところには中央区と北区がはいっていて、第二グループには東区のみが入っていてこれはサンプルという意味ですか。

○教職員担当部長 はい、サンプルでございます。実際には一区にひとつずつあります。

○阿部委員 ということは第10まであって、例えば第一グループが中央区だったら中央区の学校だけが入るという理解でよろしいでしょうか。

○教職員担当部長 よろしいです。

○阿部委員 わかりました。

○長谷川教育長 第一と第二だけですよね。10区を5区ずつでまとめているということ。

○教職員担当部長 10区を5区ずつ割って、支援室は2つです。

その下に拠点室というのがあってその中にグループがそれぞれあるという形になっていて、支援室は第1と第2で、それぞれが5つの拠点室をもっているということです。

○佐藤委員 これまで共同実施というものをやっていたわけですが、共同実施ってというのは本市の共同実施の組織図のところで中央区第一グループのようなものはこれまであったと。

これからはそれらをさらに統括する拠点室、拠点室をさらに統括する学校運営支援室というのを新たに設置するっていう制度的な違いなのですが、実質的なこれまでとこれからの変化についてはどういうイメージをすればよいですか。

○教職員担当部長 平成29年度から実際にはこの取組は試行的に実施しておりました。

仕組みとしては記載されていた形で実施はしていたのですが、効果を見極め

る意味でこれまで試行的実施しておりまして、効果ははっきりとしてきたことから本格実施となったものです。

ただ、国が共同学校事務室という取組を推進していますので、財政措置を実施してもらうためにこのような規則で設置を定めたということになります。

ですから、実質的には変わりがあるわけではないが、国の進めている方向に沿った形としているということです。

○佐藤委員 そうするとこれまでも拠点室に相当するもの、学校運営支援室に相当するものは設置されていたということですね。

○長谷川教育長 今までグループ長がそれぞれやっていたところを国の制度の名前で「拠点室」というところに言い換えて、合わせて規定の整備をしたということになります。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは議案第5号につきましては提案通りの決定とさせていただきます。

#### ◎議案第6号 札幌市立義務教育諸学校における学級編制について

○長谷川教育長 続きまして議案第6号札幌市立義務教育諸学校における学級編制についてです。事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 本議案は、小学校第2学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限を、40人から35人に引き下げる改正を行うものでございます。

まず、議案のインデックスの「別紙」を御覧ください。

最初にあります、いわゆる「地教行法」及び「義務標準法」に基づき、公立の小学校、中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部の「義務教育諸学校」の学級編制については、平成29年の県費移管により、本市で定めることが出来るようになりました。

次に、インデックスの「新旧対照表」の別表、単式学級の欄を御覧ください。

現在、札幌市立小学校における1学級の児童の数の上限については、学級編制の標準を踏まえ、第1学年の児童で編制する学級について35人とし、第2学年から第6学年の児童で編制する学級について40人としています。

続きまして、インデックスの「参考」を御覧いただき、「2. 概要」を御覧ください。

この度、義務標準法が改正され、小学校の学級編製の標準が40人から35人に引き下げられる予定です。

また、少人数学級の計画的な整備に係る経過措置として、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間における学級編製の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで学年進行により段階的に引き下げることとされたところです。

計画の実施に当たっては、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置することとされております。

札幌市立の小学校第2学年については、これまで、加配定数を活用した少人数学級を実施しており、学級数の増加に伴う教室不足は生じない見込であり、第2学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限については、40人から35人に引き下げるよう学級編制基準を改めることが適当であります。

なお、小学校第3学年から第6学年の児童で編制する学級については、施設整備等の状況を勘案のうえ、次年度以降に改正する予定です。

本件につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 御質問、御意見ありましたらよろしく申し上げます。

○佐藤委員 今後の計画も含めて賛成いたします。参考までにお聞きしたいのですが、現在の1年生の35人学級にしているところの、札幌市の現在の平均的な学級人数が分かれば教えてほしいです。

2年生以上の40人編成としている学級は現在だいたい平均的に何人くらいの人数になっているのでしょうか。

今手元になれば大まかなところでよいのですが、35人になるとクラスの人数が何人くらいになるのかというところが気になりましたので。

○教職員担当部長 現在も2学年についても札幌市では加配を使いまして35人学級にしております。

○教職員課長 平均的な人数はわかりかねますが、3年生についてはだいたい75%の学級ではすでに自然に35人以下の学級編成となっております。

○長谷川教育長 小学校全体で一クラスあたりの人数は30人を切っているのではなかったですか。

○佐藤委員 5、6年くらい前は40人編成で30人台前半だったと思います。

○長谷川教育長 おそらく1、2年生であればさらに低い人数であると推測できるのではないのでしょうか。

○佐藤委員 毎年数値を出しているのでしょうか。

○教職員課長 出しているのですが、今手元にデータがないためわかりかねます。

○佐藤委員 今40人態勢で30人を切っているのであれば、35人とすればもっと現実的には20人台前半が期待できると思います。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 では議案第6号につきましては提案通りの決定といたします。議案の第7号から第10号につきましては公開しないことといたしますので、傍聴の方につきましては大変恐縮ではございますが、御退席をお願いします。

[傍聴者退席]

**以下 非公開**